

本日の深掘りウォッチ：2024年度の年金額等について（10月15日（火）支払分）／日本年金機構他

2024年度の年金額は、法律の規定により、**2023年度から原則** ① の引き上げとなります。なお、2024年5月分以降の年金額が全額支給停止となる方などは、5月15日（水）にお支払いします。この機会に改めてセカンドライフの必要金額を確認！足りない分を準備するため、積み立て系商品等をご案内しましょう！ ※この「引き上げ」の詳細は、[「令和6年度の年金額改定についてお知らせします」](#)（厚労省）にわかりやすく説明されています

1. 老齢基礎年金（国民年金）の月額保険料について

2023年度	2024年度	（参考）2025年度
16,520円	16,980円	17,510円

参考（リンク付）

概要は、[日本年金機構のホームページ](#)詳細は、厚生労働省のリリース「[令和6年度の年金額改定についてお知らせします](#)」に記載があります

2. 老齢年金

		老齢基礎年金（国民年金）		（参考）老齢厚生年金		
		年額	月額	月額※	加給年金年額 （配偶者・子）	加給年金額 （子・2人目以降）
S31,4,2 以降生まれ	2023年度	795,000円	66,250円	224,482円	228,700円	76,200円
S31,4,1 以前生まれ		792,600円	66,050円	※記載なし		
S31,4,2 以降生まれ	2024年度	② 円	68,000円	230,483円	234,800円	78,300円
S31,4,1 以前生まれ		③ 円	67,808円	※記載なし		

2024年4月15日(月)の支給分
(2・3月分) はこちら2024年6月14日(金)の支給分
(4・5月分) からはこちら！

※平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

3. 障害年金と遺族年金

		障害基礎年金 （1級）	障害基礎年金 （2級）	障害厚生年金 （3級最低保障額）	遺族基礎年金	子の加算	子の加算 （3人目以降）
		S31,4,2 以降生まれ	2024年度	1,020,000円	816,000円	612,000円	816,000円
S31,4,1 以前生まれ	1,017,125円	813,700円		612,000円	813,700円		